

## 第6節 医療救護活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 病院部 消防本部	宮城県 陸上自衛隊（第22普通科連隊） 日本赤十字社宮城県支部（登米市地区） 宮城県医師会 宮城県薬剤師会 宮城県医薬品卸組合 （社）登米市医師会 独立行政法人国立病院機構

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

### 第1 目的

大規模な地震災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となる恐れがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救護活動を実施する。

### 第2 医療救護活動

市は、県及び関係機関と連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

#### 1 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

#### 2 組織

- (1) 医療救護は、原則として救護班を編成し、現地で実施する。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）の規定する施術所においてもできる。
- (2) 災害拠点病院における医療救護  
多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院（市立佐沼病院）で行う。

### 第3 医療救護体制の確立

#### 1 市の役割

##### (1) 情報の収集・提供

市は、県及びその他の市町、消防機関、医師会等との連携の基に、次について情報収集を行い、関係機関への情報提供を行う。

ア	医療施設の被害状況、診療機能の確保状況
イ	避難所、救護所の設置状況
ウ	医薬品等医療資機材の需給状況
エ	医療施設、救護所等への交通状況
オ	その他参考となる事項

(2) 救護班の出動の要請及びその役割

市民生活部長は、大規模地震が発生した場合及びその他必要と認めた場合は、本部長の指示のいかんに関わらず、次のとおり災害時医療救護体制を確立する。

項目	手順その他必要事項
登米市医師会への連絡	ア 災害時医療救護体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市内薬剤取扱業者への連絡	ア 医薬品・医療用資機材の供給協力の要請
救護所の設置	ア 避難所の中から選定又は本部長が必要と認めた場所 イ 救護所設置要員の派遣
拠点救護所の設置	ア 保健センター内に拠点救護所を開設する。 イ 拠点救護所設営要員の派遣 ウ 精神科拠点救護所の設置
関係各部長及び県等への協力要請	ア 災害時医療救護体制に関する広報活動の要請 イ 場所・資機材・設備・水道水等の提供協力の要請 ウ 県により編成される医療救護班及びDMATの派遣要請 エ その他の協力要請
収容医療機関の確保	ア 市内収容医療機関の現況把握 イ 市外収容医療機関の確保（受入要請） （県保健福祉部・周辺市町等）
搬送体制の確立	ア 搬送拠点の確保（ヘリポートの確保） イ 救急車両他搬送用車両の確保 ウ ヘリコプターの活用（県・民間等）
報道機関対応	ア 放送局等への医療救護体制に関する放送枠確保の要請 イ 報道機関への災害時医療救護体制に関する紙面確保の要請
医療救護班の編成	ア 登米市医師会との連絡調整 イ 市各部、防災関係機関との連絡調整 ウ 救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 エ 収容医療機関の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の供給 オ 市民対応

## 2 登米市医師会の役割

登米市医師会は、市民生活部長から災害時医療救護体制確立の要請を受けた場合は、提供を受けたスペース、医療救護活動用資機材、設備、救助物資等を活用し、次のとおり医療救護活動を行う。

### (1) 運営体制

迫保健センター内に、登米市医師会の医療救護対策本部を置く。本部要員はその都度、登米市医師会責任者が決める。また、登米市医師会の医療救護対策本部は、市との連絡・調整にあたりるとともに、市と連携し広域的な医療ネットワークの維持・運営を行う。

なお、登米市医師会会長は自ら必要と認めたときは市の要請を待たずに、医師会医療救護対策本部の設置、収容医療機関の受入体制の確立及び医療救護班の編成・出動を行うことができる。この場合、登米市医師会会長は直ちに市に通報するとともに、事務連絡要員等の派遣を要請する。

震災などにより通信網が途絶した状態の場合、登米市医師会会員は、設置された救護所、災害現場等に出動し、市職員に医師会員であることを申し出て医療救護にあたる。

### (2) 救護所への要員派遣

各救護所へ派遣する要員の編成については、登米市医師会医療救護対策本部がその都度決めるが、最小限の単位は、次のとおりとする。

各救護所			備考
医師	看護師	事務・連絡要員	※ 事務・連絡要員は市職員等をもって充てる。
1名	2名	1～2名※	

### (3) 本部組織の目安

登米市医師会医療救護対策本部の班構成及び役割は、その都度登米市医師会責任者が決めるが、概ね次のとおりとする。

班	役割項目
本部班	ア 市内外医療救護ボランティア申出の受付 イ 医療救護ボランティア希望者に対する研修・引継等 ウ 医療救護関係団体との連絡・調整 エ 医療救護要員派遣計画の作成・調整 オ 活動実施のために必要な地図類、資料、マニュアル等の作成
庶務班	ア 市、防災関係機関との連絡調整 イ 医薬品、医療資機材、物資の調達・保管 ウ 資金管理、伝票整理その他財務に関すること エ 食事の提供、睡眠スペースの確保 オ その他本部機能維持業務に関すること

### 3 救護所設置の目安

#### (1) 救護所の設置場所

市民生活部長は、医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり登米市医師会、消防本部、警察署等の協力を得て、救護所を設置する。

救護所	ア 避難所の中から選定 イ その他本部長（市長）が必要と認めた場所
-----	--------------------------------------

#### (2) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営実務は、登米市医師会医療救護対策本部が医療救援ボランティアの受入れ等も含めて行う。

なお、市民生活部長は必要なバックアップに万全を期す。

#### (3) 精神科救護所の設置

精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。併せて保健センター内に精神科救護所を設置し救護を実施する。

### 4 医療救護及び助産活動のあらまし

医療救護班の医療救護及び助産活動は、原則として救護所において次のとおり実施する。

また、災害の状況によっては被災地等を巡回し、医療救護・助産活動を実施する。なお、医療救護班は、区分の判別及び転送の要否の決定を重点にして、救命処置その他の応急的医療救護・助産活動にあたる。

- 傷病者の治療
- 傷病者の傷害等の区分の判別 ※1
- 県指定災害拠点病院への転送の要否及び転送順位の決定
- 傷病者に対する応急処置
- 転送困難な患者、軽症患者等に対する医療
- 助産救護
- 死亡の確認
- 死体の検案

※1：傷病者の状態を観察し、重症度と緊急度を判定し、医療施設（収容医療機関等）への緊急連絡事項等を簡単に記したメモ（トリアージ・タグ）を傷病者に装着する。

#### (1) 活動の実施期間

医療救護・助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ本部長が定めるが、概ね災害発生の日から14日以内とする。

#### (2) 医療救護活動の範囲

- |                   |               |
|-------------------|---------------|
| ア 診療              | エ 病院又は診療所への収容 |
| イ 薬剤又は治療材料の支給     | オ 看護          |
| ウ 処置、手術その他の治療及び施術 | カ 助産          |

(3) 助産について

助産を受けられるのは、災害のため助産の途を失い、災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した人とする。なお、被災の有無及び経済力のいかんを問わない。

助産の範囲は次のとおりとする。

- ア 分娩の介助
- イ 分娩前、分娩の処理
- ウ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

(4) 経費の負担について

災害救助法の適用を受けた場合は県負担(限度額以内)、その他の場合は、市負担とする。

(5) 特定疾患対策

ア 市は、スモン、ベーチェット病、重症筋無力症、全身性エリテマトーデスなどの難病患者その他特殊な医療を必要とする患者(以下「難病患者等」という。)に対する災害時の医療を確保するため、難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保に努めるとともに、難病患者等に対し必要な医療情報の提供を行う。

イ 市は県に難病等に係わる応急対策に関し、必要な指導・助言その他支援を要請する。

第4 収容医療機関の確保

1 災害拠点病院の確保

(1) 措置のあらまし

市民生活部長は、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めるとき、次のとおり災害拠点病院に対し要請する。

- ア 災害拠点病院の被災状況の把握
- イ 患者緊急受入れのためのベッド確保の要請
- ウ 患者緊急受入れのための要員確保の要請
- エ 災害拠点病院としての機能を果たすために供給が必要な物資等の把握(医薬品、医療用資機材、水、燃料、通信手段等)

(2) 災害拠点病院

災害時に災害拠点病院となる医療施設は、県が県北医療圏の地域災害医療センターとして指定している「市立佐沼病院」、「大崎市民病院」を災害拠点病院とする。

また、近隣市町の医療施設については、登米市医師会の協力のもと、確保する。

2 後方支援病院の確保

(1) 措置のあらまし

市民生活部長は、本部長の指示があったとき、若しくは災害の発生により必要と認めるとき、県を通じて次のとおり後方支援病院を確保する。

- ア 受入れ可能な総合病院・専門病院への受入要請
- イ 近隣県への受入要請
- ウ その他都道府県への受入要請

## (2) 後方支援病院該当施設

県が基幹災害医療センターとして指定している「国立病院機構仙台医療センター」や隣接する医療圏の病院を後方支援病院とする。(原則として県指定の地域災害医療センターとする。)

※ 高度収容医療能力を有する病院とする。後方支援病院へはヘリコプターによる搬送体制も確保されるため、県以外の都道府県にある施設はすべて受入れ先の対象となる。

## 第5 重傷者等の搬送体制の確立

### 1 搬送に関する基本方針

多数の患者が同時多発的に発生し、しかも市内の医療機関の医療救護サービス供給能力を著しく越えると判断される場合、市民生活部長は、次の基本方針に基づき搬送体制を整える。

- (1) 救護所において、重傷者と判定されるものは災害拠点病院へ搬送する。(第一次トリアージ・第一次搬送)
- (2) 災害拠点病院において、搬入された患者を診断し、必要な応急処置を施し、経過後24時間観察する。ただし、緊急を要すると判断される場合は、速やかに後方支援病院へ搬送する。(第二次トリアージ)
- (3) 災害拠点病院において24時間経過後、入院が必要と判断される患者は、適切な後方支援病院へ搬送する。この場合搬送途中での病変に対応するため、救急隊員に対し必要な指示を行う。また、必要により看護師等を同乗させる。(第二次搬送)

### 2 搬送手段の確保

原則として、被災現場から救護所までは、市民生活部及び消防本部並びに消防署救急隊が警察署、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、車両若しくは担架による搬送を実施する。また、救護所から災害拠点病院及び後方支援病院(収容医療機関)等への搬送については、市民生活部長が次のとおり車両若しくはヘリコプターを確保し行う。

- (1) 消防署へ救急車両の配車・搬送を要請
- (2) 消防署以外の救急車両を各救護所に集結させ搬送を要請
- (3) 市所有車又は各救護所担当職員が使用している自動車により搬送
- (4) 県・民間等のヘリコプターを可能な限り多数、各災害拠点病院に集結させ搬送を要請

### 3 その他の留意事項

#### (1) 当日道路状況図の作成・配布

市民生活部長は、関係各部長の協力を得るとともに、各救急隊員等からもたらされる情報を整理し、日々刻々変化する市内の道路状況に関し、既成の地図を基にして、「当日道路状況図」を作成し搬送要員に配布するよう努める。

#### (2) 搬送帰り車両の有効利用

搬送に使用した車両については、搬送終了後の「帰り」を空車とすることのないよう、医薬品、手術用具、看護衣・ズボン・予防衣(着替用)等必要な物資の補給活動に活用するなど、運用に留意する。

## 第6 医薬品・資機材等の確保

### 1 医薬品・医療用資機材

#### (1) 各医療救護班の対応

救護所における医療救護及び助産活動に必要な医療資機材等の使用・調達確保については、原則として次のとおり行う。

- ア 健康推進課は、市の現有医療資機材及び医薬品を確保し救護所に携行する。
- イ 市の要請により、出動した登米市医師会医療救護班が使用する医薬品、医療用資機材については、原則として市の用意した資機材をもって対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用する。その場合の使用消耗資材の費用については、市に請求する。
- ウ 県により編成された医療救護班は、原則として自己が携行した医薬品、医療用資機材を使用する。

#### (2) 不足のときの調達方法

市民生活部長は、各医療救護班が医療救護・助産活動のために使用する医療器具及び医薬品、医療用ガス等が不足したときは、登米市医師会及び宮城県薬剤師会登米支部の協力により調達する。宮城県薬剤師会登米支部は、市の行う医療救護活動に必要な医薬品の確保に努める。

なお、不足の場合は県保健福祉部（登米保健所）に対して要請する。

県保健福祉部（登米保健所）は、市からの要請に基づき、宮城県医薬品卸組合、宮城県赤十字血液センター等に対し医薬品等の供給を要請し、保健所に配備している救急医療セットを被災地に搬入する。また、医療用医薬品などについては、医療機関へは医薬品卸売業者が主として供給し、救護所等へは医薬品卸売業者によるほか援助物資から供給する。

一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。

なお、輸血用血液が必要になった場合については、県保健福祉部を通じて、宮城県赤十字血液センターなどに確保されている各種の血液製剤等の供給を依頼する。また、総務部に対して、市民への献血呼び掛けを要請する。

### 2 水、その他

#### (1) 水

救護所等の施設における水については、水道事業所が給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。また、市内医療機関については、災害発生後直ちに、市民生活部が水の確保状況を照会するとともに、水道事業所を通じて水の供給を行うよう万全を期する。

#### (2) 電気

市長は、救護所等の施設において、電気の供給が停止した場合には、最優先で通電再開を行うよう、東北電力（株）へ要請する。

市内医療機関については、災害発生後直ちに、市民生活部長が電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、東北電力（株）に対し、移動電源車の出動を要請する。また、必要に応じて関係市町に対し、自家発電用の燃料の供給協力を要請する。

### (3) 電話その他の通信手段

市民生活部長は、救護所等の施設において、電話の使用が困難になった場合は、市災害対策本部に対し必要な措置を講じるよう要請する。

## 第7 平常時医療救護体制への移行

### 1 移行時期の目安

災害時医療救護体制が敷かれる期間は、災害発生後14日目までを目安とする。なお、避難所が閉鎖された場合は、それ以前であっても、原則として救護所も閉鎖する。

### 2 移行に関する基本方針

災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね次の基本方針に基づき行う。

- (1) 災害発生後1週間については、登米市医師会会員を含めた救護所体制による。
- (2) 災害発生後1週間経過後については、避難所における救護所を漸次縮小するとともに、登米市医師会会員を救護所要員から外し、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また、自身の診療所を再開することが可能な医師会会員については、その早期再開を促す。
- (3) 診療所再開状況が50%を超えた時点で、当該管内における救護所を閉鎖する。

### 3 措置のあらまし

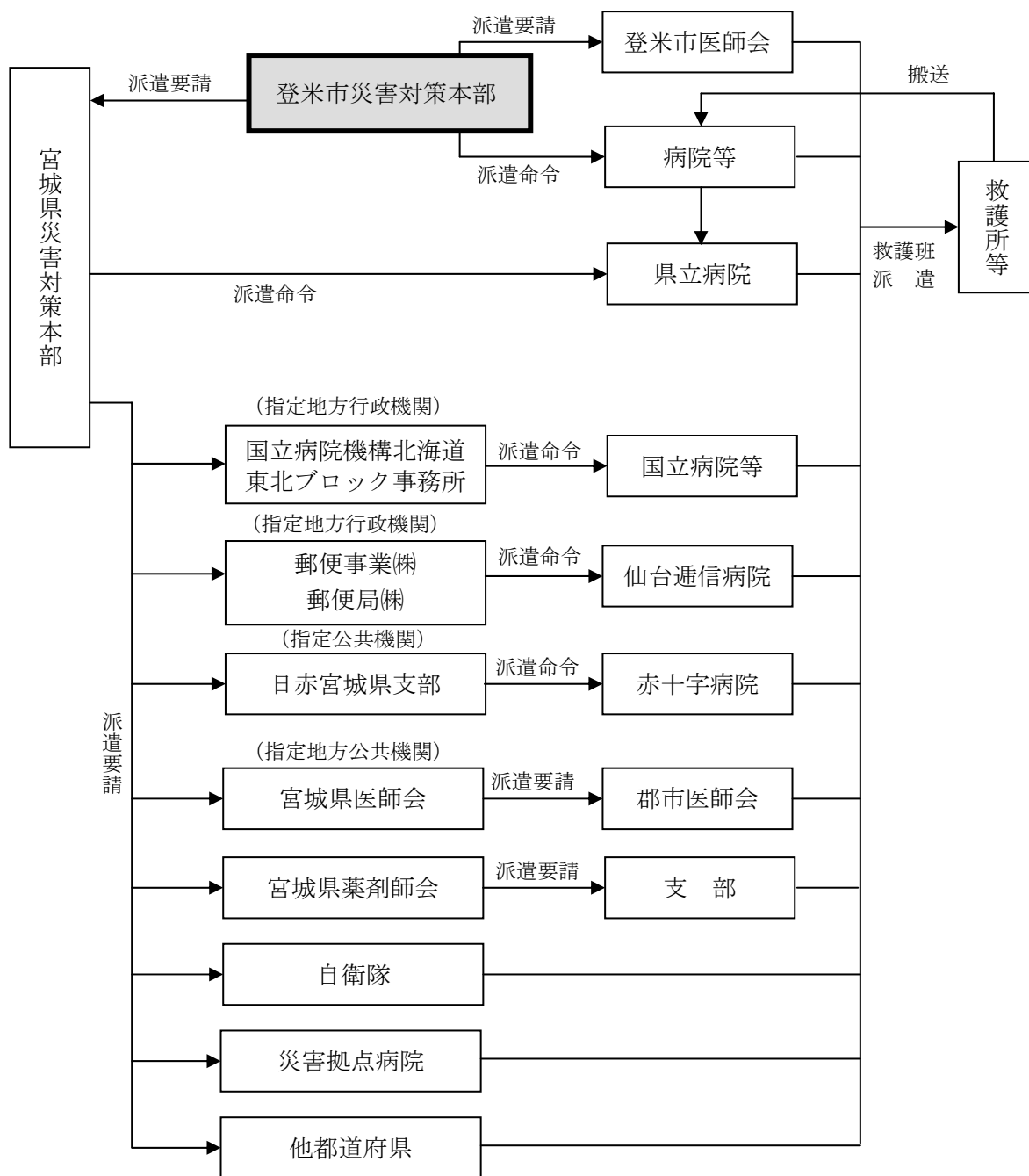
これまでの災害事例を見ると、災害発生当初においては、外科的治療を要する患者が多数を占めるのに対して、災害発生後1週目以降は、長期の投薬、診療を必要とする慢性疾患患者に対する医療ニーズが大半を占めるようになる。慢性疾患の患者に対しては、一貫した治療が必要であり、災害発生前からの「かかりつけ医師」による診療が最も望ましい。

そのため、市民生活部長は関係各部長、関係機関と連携して、災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行がスムーズに行われるよう、概ね次のとおり行う。

- (1) 当番医による休日・夜間救急診療の再開
- (2) 災害拠点病院への長期応援体制の確立による平常時医療への再開
- (3) 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置
- (4) 保険診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置
- (5) 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者の負担の軽減措置
- (6) その他診療所の早期再開のために必要な支援措置

注：(3)～(5)については、阪神・淡路大震災でとられた措置であるので、同様な措置が講ぜられるよう関係機関に要請していくべき事項である。

[医療救護活動の体系図]



## 第8 精神医療救護体制の確立

### 1 基本方針

大規模な地震が発生した場合、市民生活部長は、登米市医師会・県・国その他の関係団体等と連携して、被災した市民及びボランティアを含む救援活動従事者の「こころのケア対策」を行う。なお、対策実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度登米市医師会その他の専門家と協議して決めるが、概ね次の2つの時期区分に基づき、段階的に行う。

区 分	時期の目安	設置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 1週間目まで	(1) 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 (2) 被災者総合支援センターの開設 (3) 心的外傷に関する冊子その他の情報の市民への提供
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後 8日目以降	(1) 巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 (2) 救護活動従事者向「こころのケア」の実施 (3) 広域市町圏内精神医療機関の再開 (4) 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置

### 2 初期こころのケア対策実施体制の確立

#### (1) 市の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立においては、市が果たすべき役割については、市民生活部長が関係各部長と協力して、次のとおり行う。

項 目	手順その他必要事項
登米市医師会への連絡	ア 災害時こころのケア実施体制確立の要請 イ 市内被害状況に関する情報の提供 ウ 市本部体制の現況に関する情報の提供
市内の薬剤取扱業者	ア 災害時医療救護体制確立の要請 イ 医薬品等の供給協力の要請
精神科救護所の設置	ア 設置可能な精神科医療機関への設置協力要請 イ 保健センター内の拠点救護所への併設 ウ 併設する場合のスタッフの確保
被災者総合支援センターの設置	ア 被災者総合支援センター開設のために必要なスペース・設備等の確保 イ 要員派遣
心的外傷に関する啓発活動の実施	ア 心的外傷に関する冊子・資料の作成 イ 心的外傷に関する広報活動の実施
県・国等への協力要請	ア 県へのケア施設開設要請 イ その他「こころのケア」対策要員確保のための協力要請 ウ その他の協力要請
収容精神科医療機関の確保	ア 収容精神科医療機関の現況把握 イ その他収容精神科医療機関の確保（受入要請）

項目	手順その他必要事項
報道機関対応 ※総務部長を通じて行う	ア 各放送局及び報道機関への「こころのケア」対策に関する放送枠及び紙面確保の要請
医療救護班の編成	ア 登米市医師会との連絡調整 イ 市各部、防災関係機関との連絡調整 ウ 救護所への医薬品・医療資機材・水等の供給 エ 収容精神科医療機関の要請に基づく医薬品・医療資機材・水等の確保 オ 市民対応

(2) 登米市医師会の役割

初期こころのケア対策実施体制の確立において、登米市医師会が果たすべき役割については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、次のとおりとする。

項目	手順その他必要事項
精神科救護所の運営	ア 通院患者の医療の確保 イ 急性症状患者の治療 ウ 収容医療必要の有無の判定及び入院措置
収容精神科医療機関の運営支援	ア 収容精神科医療機関への応援体制の確保
こころのケア対策に関する専門ボランティアの受入れ・活用	ア 収容精神科医療機関への応援・交替要員配置 イ 精神科救護所への応援・交替要員配置 ウ その他専門ボランティアに関する連絡・調整
心的外傷に関する啓発活動への協力	ア 心的外傷に関する冊子・資料の作成協力 イ 専門家のあっせん、紹介 ウ その他必要な助言・資料等の提供

3 長期的こころのケア対策実施体制の確立

(1) 市の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、市が果たすべき役割については、市民生活部長が関係各部長と協力して、次のとおり行う。

項目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	ア 巡回スケジュールの作成 イ 避難所及び被災地域内自主防災組織等への協力要請 ウ 巡回に関する広報の実施
救援活動従事者向 「こころのケア」実施	ア カウンセリングルームの開設 イ 講演会・研修の実施

項 目	手順その他必要事項
市内精神科医療機関の再開促進	ア 保健診療事務の簡略化等、厚生労働省通達に基づく早期再開のための当面の事務緩和措置 イ 被保険者の一時金の負担免除、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等による被災者負担の軽減措置 ウ 社会福祉・医療事業団による低利融資その他の財政支援措置 エ その他診療早期再開のために必要な支援措置

(2) 登米市医師会の役割

長期的こころのケア対策実施体制への移行において、登米市医師会が果たすべき役割については、ボランティアや関係団体等の協力を得て、次のとおり実施する。

項 目	手順その他必要事項
巡回救護班による避難所及び被災地域ケアの実施	ア 巡回救護班の編成 イ 巡回スケジュールの作成 ウ その他巡回救護活動に関する連絡・調整
救援活動従事者向 「こころのケア」実施	ア カウンセラーの派遣及びカウンセリング実施 イ 講演会・研修会への講師派遣及び講演・研修の実施 ウ その他活動に関する連絡・調整
市内精神科医療機関の再開促進	ア 各会員への再開促進措置 イ 各会員からの要望の取りまとめ ウ その他市との連絡・調整

## 第7節 消火活動

実施担当	関係機関
総務部 消防本部 消防団	宮城県

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

### 第1 目的

大規模な地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、市はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、全機能を挙げて、延焼拡大防止措置等を行う。

### 第2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、市及び各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に出火防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

#### 1 震災消火活動の基本

消火活動にあたっては、火災の状況が消防力を下回るときは、先制防ぎょ活動により一挙鎮圧を図り、また、上回るときは次の原則に基づき選択防ぎょにより行う。

原則	内容
重要防ぎょ地区優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。
消火有効地域優先の原則	警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合には、消火有効地域を優先して消火活動を行う。
市街地火災優先の原則	大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動にあたる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、人命の救助を優先とした活動を行う。
重要対象物優先の原則	重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎょ上必要な消火活動を優先する。
火災現場活動の原則	ア 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。 イ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活動により火災を鎮圧する。 ウ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

### 第3 消防機関の活動

#### 1 消防本部の活動

消防長は、消防署（所）及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、「登米市消防計画」に基づき、次により効果的な消防活動を行う。

##### (1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率よく発揮するかは、初動体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

##### (2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・ため池等の自然水利を活用するほか、遠距離中継送水での消火活動を行う。

##### (3) 防災関係機関等との連携

消防長は消防本部内に連絡担当班を設け、消防団、水道事業所及び各防災関係機関との連携・協力を万全を期する。

#### 2 消防団の活動

##### (1) 出火警戒活動

地震により火災等の発生が予測される場合は、地域住民に対し出火防止及び飛び火の警戒を呼びかける。

##### (2) 消火活動

分団受持地区内において消火活動を行うが、単独若しくは消防署及び住民とが協力し、主要避難路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火にあたる。

##### (3) 災害情報の収集伝達活動

分団隊毎に指定される情報収集担当者等により、発生初期における火災等の状況を消防本部又は消防署に通報する。また、道路障害の状況、救助隊の出動を要する救助事象の有無についても、同様とする。その他必要な情報の収集・報告を行うとともに消防長又は消防署長からの指示命令の伝達を行う。

その他関係各機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集する。

(4) 消防署隊への応援

消防署の消防隊応援要員として消火活動の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(5) 応急救護

住民と一体となって要救助者の救出と負傷者に対する応急救護措置を行い、安全な場所への搬送を行う。

(6) 避難誘導等

避難の指示・勧告が出された場合は、これを地域内の住民に伝達するとともに、他団員、関係機関と連絡をとりながら住民を安全に避難させる。また、避難場所の防護活動を行う。

#### 第4 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

(1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取扱う事業所において、火災が拡大する恐れのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

#### 第5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

#### 第6 市民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

## 2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

## 3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的火災の発生を防止するため、ブレーカーを遮断するなどして、出火防止に努める。

# 第7 消防水利の確保

消防水利は、原則として水道消火栓の損壊を前提とし、次のとおり確保する。なお、自然流下地域及び谷状の低地にある場合で、直径 250 mm以上の管についている消火栓については使用を試みる。

## 1 河川等の自然水利

河川・水路・ため池等が現場直近にある場合活用するが、火災現場が水利から 1,000m以内にある場合についても活用可能とする。

## 2 防火水槽・プール等

防火水槽等水利容量に制限のある水利については、 $40\text{m}^3$  1 隊の配置を原則として活用する。ただし、充水措置ができる場合は、 $40\text{m}^3$  2 隊とすることができる。

## 3 充水措置

防火水槽等、水利容量に制限のある水利を利用する場合は、部署隊数、貯水容量から使用可能時間（消防隊 1 隊 2 口放水の場合、 $40\text{m}^3$  防火水槽に 2 隊が使用すると約 18 分で使用不能となる）を判断し早めに充水措置を行う。充水源としては、火点後方の防火水槽、河川等利用可能なすべての水利を活用する。

## 4 水道事業所の協力

水道事業所は、消防隊の要請があった場合は、可能な限り職員を出動させ、給水車等による充水措置、制水弁の開閉による増水の手配（消火栓使用の場合）等消防水利の確保に努める。また、消火活動に使用後の防火水槽への充水体制を速やかに確立し、地震発生後の火災発生に備えた消防水利の確保を図る。

## 5 宮城県北生コン協同組合の協力

消防長は災害時における応援体制等に関する協定に基づき、緊急水利の確保等について宮城県北生コン協同組合に応援要請する。

**第8 応援消防隊の受入れ**

消防長は、運用可能な消防力で対応が困難と判断したときは、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき、本部長が、他の消防本部の応援部隊の派遣を要請する。

この場合の応援消防隊の受入れについては、概ね次のとおりである。

**1 消防水利に関する資料の配布**

派遣された他消防本部・署の応援消防隊に対しては、消火栓・防火水槽及び河川等の自然水利の配置を示した図面資料を配布する。

**2 添乗署員の配備**

派遣された他消防本部・署の応援消防隊の現場への出動にあたっては、車両各1名ずつ署員を添乗させる。

**3 宿舎の確保**

派遣された他消防本部・署の応援消防隊職員の宿舎については、市が確保する。なお、必要に応じて県に協力を要請する。

**4 経費の負担**

経費の負担については、協定に基づき行う。

## 第8節 交通・輸送活動

実施担当	関係機関
総務部 市民生活部 産業経済部 建設部 消防本部 教育委員会	東北地方整備局 宮城県 陸上自衛隊（第22普通科連隊） 佐沼警察署 登米警察署

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

### 第1 目的

大規模地震災害発生に際し、市民の生命の保全、市民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動は、負傷者、病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員、物資等の輸送など特に速やかな対応が望まれることから、市は、防災関係機関と密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し、輸送を実施する。

### 第2 緊急輸送対策

#### 1 災害時輸送業務実施体制の確立

市は、災害応急対策を迅速かつ適切に行うためには、迫庁舎本部及び救援物資・要員等集積拠点において、輸送手段としての車両を確保する必要がある。

災害発生後の混乱の中で、限られた輸送車両や輸送要員の効率的な運用を図るためには、本部及び各「拠点」において車両の確保・調達・配車等を一元的にコントロールする体制が確立される必要がある。そのため、市は大規模な地震が発生した場合における輸送業務実施体制を次のとおり行う。

- (1) 総務部長は、各部が管理する車両を効率的に管理・運用するため、各部長に対し非常災害時における市有車両運用上のルールの確認・徹底を図る。  
その他必要な措置について、併せて実施を要請する。
- (2) 産業経済部長は、災害時における緊急物資の輸送に関する協定に基づき、宮城県トラック協会（登米本吉支部）に緊急輸送の応援を依頼する。
- (3) 産業経済部長は、関係各部長と協力・連携し、県及び関係機関に依頼し、鉄道、ヘリコプター、その他必要な輸送手段を確保する。
- (4) 産業経済部長は、県警本部若しくは佐沼警察署、登米警察署に要請して、市が行う輸送業務に必要な緊急通行車両について、標章及び証明書の交付を受ける。

## 2 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は、被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて、概ね次のとおりとする。

第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資</li> <li>(2) 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資</li> <li>(3) 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等</li> <li>(4) 医療機関へ搬送する負傷者等</li> <li>(5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記第1段階の続行</li> <li>(2) 食料、水等の生命維持に必要な物資</li> <li>(3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送</li> <li>(4) 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資</li> </ul>
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 上記第2段階の続行</li> <li>(2) 災害復旧に必要な人員及び物資</li> <li>(3) 生活必需品</li> </ul>
その他関係措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について、住民・事業所等に対する協力要請を行う。</li> <li>(2) 運転者等への交通情報の伝達を迅速かつ適切に実施するため、警察関係機関等との密接な連携確保を図る。</li> <li>(3) 総合的交通対策を実施するため、バス、鉄道等公共輸送機関の運行について、関係機関との連絡調整を図る。</li> </ul>

## 3 緊急輸送ネットワーク

大規模な災害が発生した場合、県地域防災計画に基づき全域を結ぶ陸上、鉄道、空路等の3つの緊急輸送ルートを確認する。そのため市内においては、大規模な地震が発生した場合には、輸送体系が大きく混乱するものと想定し次の3つの基本方針に基づき、市内における陸上、鉄道、航空の3つの緊急輸送ネットワークを確認する。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 各担当部長は、職員によるパトロール活動をはじめ、警察署への照会、参集職員等からの情報収集その他の方法により、道路、配送拠点・積替え中継拠点（予定施設）、臨時ヘリポート（設置予定施設）、鉄道施設の被害状況を把握し総務部長に報告する。</li> <li>(2) 総務部長、産業経済部長は、配送拠点・積替え中継拠点の開設・運営のための要員を配置し、その後の指示発令に備える。また、関係団体に対し必要な措置をとるよう通知する。</li> <li>(3) 教育次長及び該当施設所管部長は、総務部長の要請に基づき、必要なヘリポート施設の開設協力を行う。</li> </ul>
--

### 第3 陸上交通の確保

#### 1 緊急輸送道路の確保

総務部長、市民生活部長、産業経済部長、建設部長及び消防長は、県・国の道路管理者・警察機関、その他関係機関と協力して、地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するための特に重要な道路(以下「緊急輸送道路」)として、県緊急輸送道路ネットワーク計画及び市策定の輸送道路ネットワーク計画による緊急輸送道路を確保する。

#### 2 情報の収集等

警察は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速かつ適切に把握する。

市は、総務部長が災害の状況等の情報を警察署に連絡するとともに、交通規制について、警察署と連絡調整を行い、住民への広報を行う。

#### 3 交通規制の実施

警察は、災害が発生した場合は、交通の混乱、交通事故の発生を防止するとともに、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が被害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を迅速かつ適切に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通の安全確保に努める。

警察が行う交通規制の内容は以下のとおりとする。

##### (1) 基本方針

##### ア 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

- ① 一般車両の走行を抑制するとともに被災区域内への流入を原則的に禁止する。
- ② 被災地外への流出は原則として無制限とする。

##### イ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は抑制する。

##### ウ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

- ① 緊急自動車及び緊急通行車両の通行確保のための交通規制又は指導を行う。
- ② 一般車両の走行は極力制限する。

##### エ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

オ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

##### (2) 緊急通行路確保のための措置

##### ア 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

## イ 放置車両の撤去等

緊急通行路を確保するため、必要な場合には、放置車両の撤去及び警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

## ウ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

## エ 自衛官、消防吏員の措置

警察官がない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、上記のイ、ウの措置をとることができる。

## オ 関係機関等との連携

交通規制にあたっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に綿密な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

## (3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の標示を設置して行い、緊急を要するため所定の標示を設置するいとまがないとき、又は標示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

## (4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度等を考慮した交通規制の見直しを行う。

## (5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係わる区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

## 4 交通整理隊の編成

災害時において、各々の単独機関で交通の安全を確保できない場合、又は特に必要と認める場合は、警察官等、関係機関の協議により、次の交通整理隊を編成し交通整理等を実施する。

## (1) 編成

交通安全指導員、消防職団員、関係機関の職員、その他民間協力者により編成する。

## (2) 所要人員等必要な事項は、その都度決定する。

## 5 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、次の要領で行う。

## (1) 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

## ア 車両番号標に標示されている番号

- イ 輸送人員又は品名
- ウ 使用者の住所、氏名
- エ 輸送日時
- オ 輸送経路（出発地、経由地及び目的地名）
- カ その他参考事項（事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出）

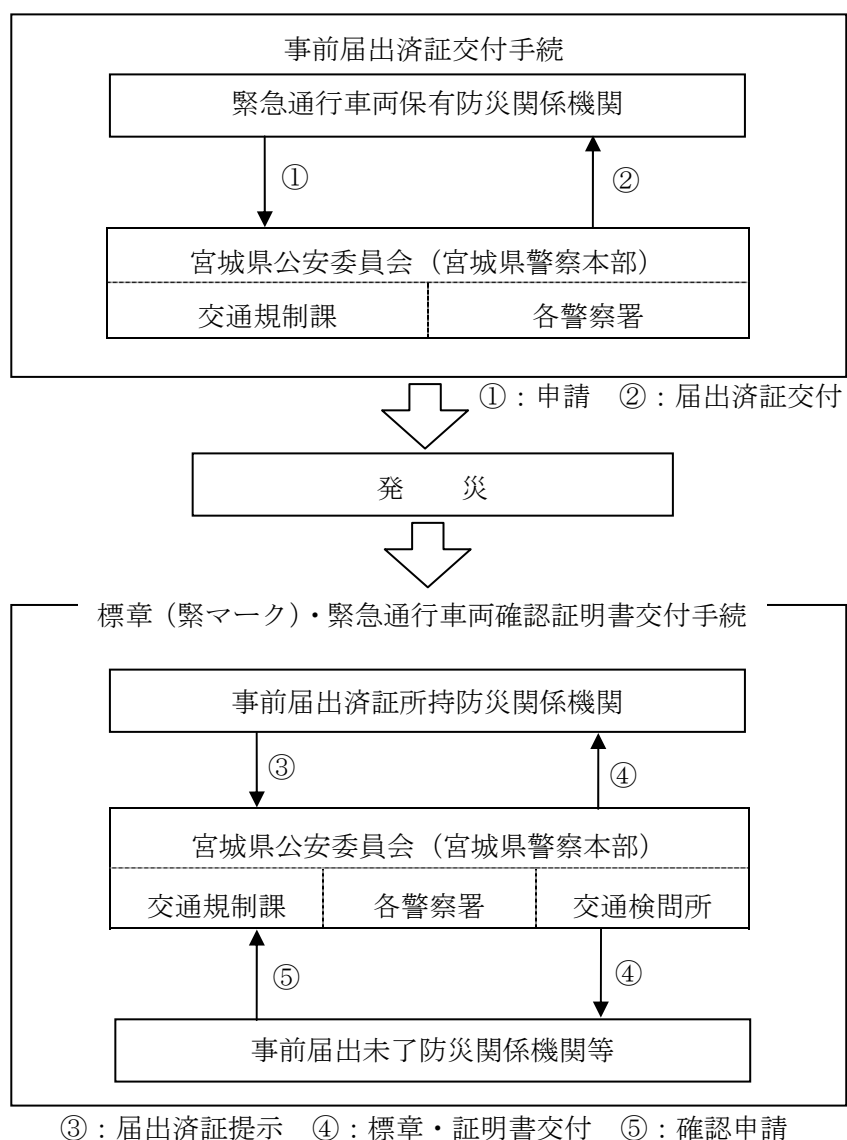
(2) 標章等の交付

県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

(3) 交付状況の把握

(2) の標章等を交付した場合、交通規制課は、公布状況を把握するとともに、必要に応じて確認事務の調整を図る。

[緊急通行車両等の事前届出・確認手続等フロー]



## 6 障害物の除去等

## (1) 県、警察の対応

緊急輸送道路の障害物の除去については道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者は早急に被害状況を把握し、障害物の除去（道路管理者の所管に係るもの）、応急復旧を行い道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。

## (2) 市の対応

緊急輸送道路の確保のため、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保については、「がれき等の除去及び処理」を準用する。

## 7 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置

災害発生時に運転者がとるべき措置として、次の事項を周知徹底する。

## (1) 走行中の車両の運転者は、次の要領により行動すること。

ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。

イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。

ウ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

① できるだけ道路外の場所に移動しておく。

② やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

③ 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること。

## (2) 避難のために車両を使用しないこと。

## (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。

① 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

② 区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること

ウ 通行禁止区内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

## 8 代替公共交通手段の確保

現在市内には、他市町村との重要な公共輸送ルートとして、東日本旅客鉄道（株）仙台支社及びその他公共交通機関により鉄道路線及び路線バスが運行されている。市内で大規模な地震が発生した場合には、これらの鉄道・路線バスが運行停止若しくは困難となる事態が予測される。

その場合、市民の生活再建を促し地域社会の経済復興を促す観点から、バスの復旧若しくは代替バスの迅速かつ適切な運行開始が要請されるのみならず、緊急時の交通管制を適切に実施するための、一般自家用車両の通行自粛を徹底する観点からは、路線のある以外の地域についても代替バス又は多人数利用車の運転を促す必要があり、次の2つの基本方針に基づき「代替公共交通手段」の確保を図る。

- (1) 市域において、路線バスを運行するミヤコーバス（株）に対して臨時ダイヤによる運行並びに不通区間における代替バスの運行をそれぞれ速やかに開始するよう要請する。
- (2) 臨時ダイヤによる市民バスの運行や地域の実状に応じて運行している住民バスの臨時運行を行う。
- (3) 市内タクシー会社に対し、相乗を含む多人数利用に限ることを条件として、営業活動を速やかに再開するよう要請する。この場合、多人数利用車の通行については、交通規制上代替バスに準ずる取扱いを行う。

## 第4 防災関係機関の活動

### 1 東北運輸局の役割

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉・安全を維持するため、必要がありかつその輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、道路運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講じる。

### 2 東日本高速道路株式会社の役割

物資の緊急輸送等のための緊急輸送車両、人命救助活動等のための緊急自動車の通行が必要であるときは、暫定的な復旧措置を講じるよう努める。また、当該車両に道路の状況、災害発生状況を周知させ通行方法等の指示を与える。

なお、このために必要な規制等については、宮城県警察高速道路交通警察隊と協議する。

### 3 ミヤコーバス（株）の役割

県及び市からの要請により緊急輸送を行う場合には、ミヤコーバス（株）本社を対策本部とし、運行課から各支配人室を經由して各営業所に指示する。

## 4 (社)宮城県トラック協会(登米・本吉支部)の役割

大規模地震災害発生に際し、宮城県トラック協会が、全日本トラック協会内に設置された災害対策中央本部から緊急・救援輸送の要請を受けた場合及び宮城県内に大規模な災害が発生した場合、又はこれらが予測される場合並びに協会長が必要と認めた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制整備及び業務を次により実施する。

## (1) 職員の体制

非常呼集連絡表により連絡し、緊急・救助輸送体制を整える。

## (2) (社)宮城県トラック協会本部の代行業務

(社)宮城県トラック協会本部が震災等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。

仙南支部→石巻支部→大崎支部→塩竈支部→登米・本吉支部→気仙沼支部→栗原支部

## (3) 輸送要請及び各種費用の精算

輸送要請及び輸送終了報告、輸送経費の負担、災害補償については、県と(社)宮城県トラック協会との緊急物資の輸送に関する協定書により処理する。

## (4) 輸送指示書の発行

県からの緊急輸送要請に基づき、支部状況により運送事業者へ輸送指示書を当初電話、事後ファクシミリを発信し緊急輸送を実施する。この際、被災地の状況、道路交通・燃料補給等について情報を提供する。

## (5) 携行証書等

ア 緊急通行車両確認証明書及び標章(県公安委員会が発行、ただし、申請は車両使用者が実施)を携行する。

イ (社)宮城県トラック協会「緊急・救援輸送実施要綱」に定める人員等、車両の標識を取り付ける。

## 第9節 ヘリコプターの活動

実施担当	関係機関
総務部 教育部	宮城県 県警察本部 仙台市消防局 国土交通省 第二管区海上保安本部 東京航空局仙台空港事務所 陸上自衛隊 航空自衛隊

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

### 第1 目的

大規模な地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、防災関係機関は機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等を行うため、体制整備を図る。

### 第2 活動体制

- 1 防災関係機関の保有するヘリコプターとしては、県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプターのほか、県警察ヘリコプター、国土交通省ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターがあるが、災害派遣要請により自衛隊ヘリコプターの支援が可能となる。

また、大規模地震災害時においては、他の都道府県からの応援ヘリコプターの支援を受けることとなる。

市は、本部長が下記事項について緊急に必要と認める場合は、防災ヘリコプター等の出動を要請するとともに、受入れ体制を確立する。また、仙台市消防局に対して、「宮城県内航空消防応援協定書」の定めるところにより、応援要請を行うことができる。

- (1) 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- (2) ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- (3) ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- (4) 救援隊・医師等の人員搬送
- (5) 被災地への救援物資の搬送
- (6) 応急復旧用資機材等の搬送
- (7) 住民に対する避難勧告等の広報活動
- (8) その他ヘリコプターにより対応すべき活動

### 第3 活動内容

教育次長及び該当施設所管部長は、総務部長の要請に基づき、必要なヘリポート施設の開設を行う。

### 第4 活動拠点

ヘリポート及び場外離着陸場が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。市は、場外離着陸場に定められている長沼漕艇場が被災した場合は、県等と協力して早急に応急復旧を行う。

## [適切な助け合いの体制づくり]

## 第 10 節 自衛隊の災害派遣

実施担当	関係機関
総務部	宮城県 東京航空局仙台空港事務所 陸上自衛隊（第 22 普通科連隊）

※災害応急対策における実施担当は、災害対策本部の各部を示す。

## 第 1 目 的

市は、大規模な地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、知事に自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

## 第 2 実施責任者

市長は、自衛隊の派遣要請に係る事務手続きを行う。

## 第 3 災害派遣要請依頼する場合の留意点

市長は、知事に自衛隊に災害派遣要請を依頼する場合は、次の事項に留意して行う。

## ① 緊急性

災害の状況、派遣要請の内容等からして、災害救援のため直ちに部隊を派遣要請する必要があること。

## ② 非代替性

災害救援が効果的に行われるために、他の機関のみの活動だけでは不足しており、部隊等を派遣要請することが必須であること。

## ③ 公共性

災害派遣が「公共の秩序を維持するために」部隊等を派遣するものであることから、災害に際し、人の生命、身体及び財産が社会的に保護されることを必要としていること。

## 第 4 災害派遣の基準及び要請の手続き

## 1 要請による派遣

(1) 知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長（以下「知事等」という。）は、災害が発生し又は発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。

※「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第 83 条に規定する長官がして指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地司令の職にある部隊等の長をいう。

市長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼が出来ない場合には、直接最寄りの指定部隊（陸上自衛隊第22普通科連隊）の長に通知することができるものとし、この場合、市長は速やかにその旨を知事に通知する。

## 2 自衛隊の自主派遣

大規模な災害時において、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊の長は要請を待つことなく、その判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

## 3 派遣要請の手続き等

### (1) 要請手続

ア 市長は、自衛隊の災害派遣を求める場合は、次の事項を明らかにした文書により、知事へ要請を依頼する。

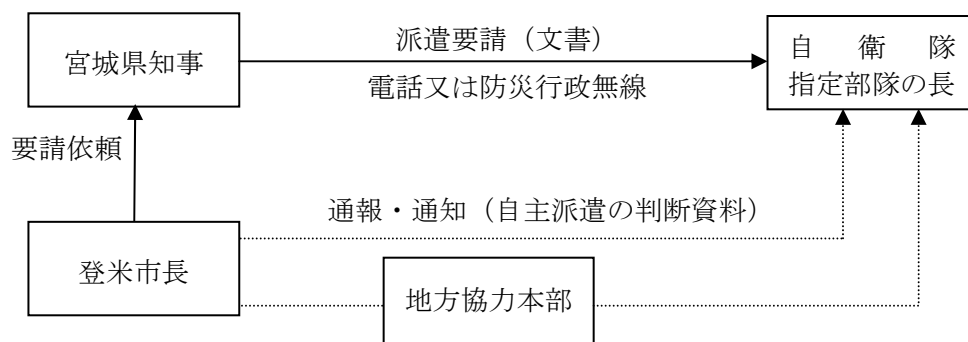
※ 自衛隊災害派遣要請依頼書及び撤収要請依頼書（様式編 様式3-1～3-2）

ただし、緊急を要する場合は、とりあえず口頭又は電話等により行い、その後、速やかに文書を提出する。

- ① 災害の状況及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他参考となるべき事項  
（宿泊・給食の可能性、道路・橋りょうの決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

イ 通信の途絶等により、前記アの要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を直接下記に通知するものとし、速やかに県知事にその旨を通知する。

[自衛隊災害派遣要請系統図]



[緊急の場合の連絡先]

部隊名等 (駐屯地名等)	指定部隊等 の長	連絡責任者		電話番号等
		課業時間内	課業時間外	
陸上自衛隊 第22普通科連隊 (多賀城駐屯地)	連隊長	第3科	駐屯地当直 司令室	TEL 022-365-2121 内線 時間内 235～237 時間外 駐屯地当直 FAX 022-363-0491 県防災行政無線：7-641-1

第5 自衛隊の連絡調整幹部等との連絡

大規模災害が発生し、災害対策本部を設置した場合、自衛隊から派遣される連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保し、災害対処に必要な情報交換等を行う。

第6 派遣部隊の活動内容

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と緊密な連携のもとに救援活動等を実施する。

1 災害派遣時に実施する救援活動等

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員・装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

項目	活動内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で、必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者の救出・救助及び捜索	行方不明者、負傷者が発生した場合は、通常、他の救援活動に優先して捜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動の支援	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用）
人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他救難活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水の支援を実施する。

項目	活動内容
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する総理府令」(昭和33年総理府第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸与し、又は譲渡する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他	その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。

## 2 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市長その他市長の職務を行うことができる者（委任を受けた市の吏員及び警察官）がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。

この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

ア 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること。

イ 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林その他の物件を使用・収用すること。

ウ 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること。

エ 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

オ 通行禁止区域等における緊急通行車輛の円滑な通行確保のための措置

## 第7 災害派遣部隊の受入れ体制

自衛隊の災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける市長は、速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入れ体制を整備する。

### 1 災害派遣部隊の受入れ手順

項目	活動内容
準備	① 市長は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のための担当職員をあらかじめ指定し、業務遂行に協力する。 ② 応援を求める作業内容、所要人員その他について、派遣部隊の到着と同時に作業できるよう作業計画を立てる。 ③ 派遣部隊の救援活動（作業）に必要な資機材等の確保・調達を行う。 ④ 派遣部隊の待機所、車両、機材等の保管場所及びその他受入れのために必要な措置及び準備を行う。なお、派遣部隊の活動拠点（仮泊予定地）は長沼公園とするが、他に市内の公共用地も確保しておく。
受入れ	① 派遣部隊が到着した際は担当職員を派遣し、部隊を目的地へ誘導する。 ② 派遣期間中は、連絡調整担当職員が派遣部隊指揮官と応援作業計画等について協議し調整の上、作業の推進を図る。
県への報告	総務部長は、派遣部隊の到着後及び必要に応じて、活動内容等について県危機対策課に報告する。

## 2 ヘリポートの設定

臨時ヘリポートについては、次のとおり受入体制を整える。

ア 本市の臨時ヘリポート予定地は次のとおりとする。

※ ヘリコプター緊急離発着場予定地一覧 (資料編 資料 16)

イ 主なヘリポートの準備

- ① ヘリコプターから視認できる着陸帯（Hマーク）を石灰等で表示すること。
- ② 風向、風速が判断できるよう、風向指示器（吹き流し等）を設置すること。
- ③ 着陸帯付近（特に公園やグラウンドを指定している場合）での運航上の支障となる恐れのある範囲内は、人の立入りを禁止すること。また、多数の人が参集する恐れのある場合は、警備員等を配置する等所要の措置をとる。
- ④ 着陸帯に近接して道路等があるときは、通行止め等の措置をとること。
- ⑤ 離着陸に際して砂じん等が舞い上がる恐れがある場合には、事前に散水等の措置を行うこと。

## 3 車両駐車場

自衛隊の車両駐車場は次のとおりとする。

※ 自衛隊の車両駐車地区 (資料編 資料 34)

## 第8 派遣部隊の撤収

- (1) 自衛隊による応急救援又は応急復旧が終了し、派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、市長は、民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事に依頼する。
- (2) 撤収要請依頼は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって依頼（提出）する。
- (3) 派遣部隊等の長は、知事から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事と調整の上、派遣部隊を撤収する。

## 第9 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関側が負担する。なお、細部については、その都度災害派遣命令者と知事等が協議して定める。

- ア 派遣部隊の連絡調整等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料
- イ 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建築物等借上料
- ウ 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び入浴料等
- エ 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費
- オ 無作為による損害の補償
- カ その他協議により決定したもの